

平成 29 年度新国立劇場貸劇場客席形状変更等業務仕様書

1. 業務概要

- (1) 業務件名 平成 29 年度新国立劇場貸劇場公演における客席形状変更作業補助等に関する労働者派遣業務
- (2) 履行場所 公益財団法人新国立劇場運営財団の管理する新国立劇場中劇場、小劇場及び当財団担当者が指定する場所
(東京都渋谷区本町 1-1-1)
- (3) 履行期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務内容及び範囲
 - ① 中劇場のプロセニウム形式からオープン形式への変更、及びオーケストラピットの設置、並びに原状回復作業の補助
 - ② 小劇場のエンドステージからスラスト、センター及びアリーナステージ等への変更並びに原状回復作業の補助
 - ③ 形状変更等に伴う舞台清掃作業の補助
 - ④ 形状変更等に伴うピアノ移動等、舞台上の備品移動作業の補助
- (5) 要員 作業内容により 2 名から 14 名

2. 業務時間及び日程

- (1) 業務は午前 10 時から午後 10 時の間において、行うものとする。
- (2) 作業時間は 1 単位を 3 時間とする。
- (3) 形状変更の必要が生じたとき、当財団は事前に必要な人数を発注する。
- (4) 発注は、別添「発注書」の書式をもって行う。

3. 業務の遂行

- (1) 派遣労働者は、あらかじめ決められた集合時刻に新国立劇場楽屋口に集合すること。
- (2) 派遣労働者は当財団担当者の指示に従って業務を行うこと。
- (3) 当財団が業務の遂行に支障があると認めた場合は、派遣事業者に対して当該派遣労働者の改善を要求する事ができるものとする。

4. 代替人員の確保

派遣労働者が病気などの理由により作業に従事できない場合には、派遣事業者が責任を持って代替人員の確保を図ること。

5. 契約の解除

- (1) 不正の行為があったとき。
- (2) 正当な理由なく作業が著しく遅延し、又作業に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく当財団の指示に従わないとき。
- (4) 作業状況が著しく誠意を欠くと認められるとき。

6. 損害賠償責任

当該派遣労働者の責に帰すべき事由により、当財団の設備・備品等に損害を与えた場合は派遣事業者が賠償の責に任ずるものとする。

7. 安全及び衛生

派遣先責任者は、作業上の安全・衛生に細心の注意を払うものとする。

8. 社会・労働保険加入の通知

派遣事業者は、社会・労働保険に加入の必要がある派遣労働者を派遣する場合には、派遣労働者の同保険の加入状況を当劇場へ通知すること。

9. 派遣費用の支払

派遣事業者は毎月末、請求書を当財団営業部公演事業課に送付し、財団はこれを受領後、速やかに会計課より支払うものとする。

10. その他

- (1) 派遣労働者は、契約履行中に知り得た各種情報を漏らし、又は他の目的に使用してはならない（守秘義務の遵守）。
- (2) その他疑義が生じた場合は、派遣先責任者の指示に従うこと。

平成 年 月 日

発注書

公益財団法人新国立劇場運営財団
営業部 公演事業課
貸劇場担当／

TEL 03-5352-5771

FAX 03-5352-5744

下記のとおり貴社のスタッフの派遣方につき、よろしくお願いいたします。

記

- 派遣要員の
業務内容 新国立劇場（小劇場・中劇場）客席形状変更等に係わる補助業務
- 派遣人員 名
- 派遣日時 平成 年 月 日（ ）
時 分 ～ 時 分
- 集合場所 新国立劇場楽屋口（地下1階）

<公演事業課記録>

公演名 _____

作業内容

(1) 形状変更 _____ から _____

(2) その他 (_____)

契 約 書 (案)

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、新国立劇場中劇場及び小劇場における貸劇場客席形状変更等業務について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、新国立劇場中劇場及び小劇場の貸劇場客席形状変更等業務を乙に委託し乙はこれを受諾する。

第2条 対象となる作業は、次のとおりとする。

- (1) 中劇場のプロセニウム形式からオープン形式への変更及びオーケストラピットの設置並びに原状回復作業の補助
- (2) 小劇場のエンドステージからスラスト、センター及びアリーナステージ等への変更並びに原状回復作業の補助
- (3) 形状変更等に伴う舞台清掃作業の補助
- (4) 形状変更等に伴うピアノ移動等、舞台上の備品移動作業の補助

第3条 乙は、甲の指示に従い、第2条に規定する作業を行うものとする。

第4条 第3条に規定する業務の金額は、次のとおりとする。

- (1) 基本料金については、別紙「単価表」により、次のとおりとする。
 - ① 1名につき、3時間までは 〇〇〇〇円
 - ② 延長料金は、1時間につき 〇〇〇〇円
- (2) 時間帯による追加料金は、次のとおりとする。
 - ① 通常時間帯（6時～23時）は、基本料金とする。
 - ② 深夜時間帯（23時～6時）は、基本料金に50%を加算した料金とする。
- (3) 交通費等については、料金に含むものとする。

第5条 乙は、指定の作業終了後、前条に基づき算出した金額の支払請求書を甲に提出し、甲はその請求書を受理した後、速やかに支払うものとする。

第6条 この契約の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

第7条 この契約書に記載のない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

第8条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、もしくはこれらに準じる者等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、甲が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、甲の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と甲が判断する資料を提出しなければならない。

第9条 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 本件契約を解除した場合、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 東京都渋谷区本町1丁目1番1号
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾崎元規

乙